

令和 7 年度輸出先国・地域における規制等への対応の強化委託事業
深掘レポート(第 3 回) : 食品・環境・人権分野における簡素化(simplification)の動向



Eurovision & Associates

2026 年 2 月

目次

はじめに	1
1. オムニバス簡素化	2
1.1. オムニバス III.....	3
1.2. オムニバス X：食品・飼料の安全性要件の簡素化	6
1.3. その他のオムニバス提案	7
2. その他の簡素化措置	9
2.1. 森林減少防止規則（EUDR）の改正	10
2.2. Horizon Europe2026・2027 年作業計画	10
3. 結びに代えて	10

略語

CAP	共通農業政策
GAEC	良好な農業・環境条件
EUDR	森林減少防止規則
CSRD	企業持続可能性報告指令
CSDDD	企業デューデリジェンス指令
CBAM	炭素国境調整メカニズム

はじめに

EU は、2024 年 12 月にフォンデアライエン欧州委員長が率いる、第 2 次フォンデアライエン体制を発足させた。2019 年に発足した第 1 次体制は、2050 年気候中立目標を掲げ、「欧州グリーンディール」を目玉政策としたため、「環境委員会」とも揶揄されたが、続く第 2 次体制では、新型コロナパンデミックやロシア・ウクライナ戦争により浮き彫りになった欧州産業の第 3 国への依存度の高さやレジリエンスの弱さに対処することが最優先課題に位置づけられた。よって第 2 次体制では、欧州の「競争力」「戦略的自立性」「レジリエンス」の強化が主要政策課題となり、産業の競争力を強化するための「簡素化」も重要視されることになった。

フォンデアライエン欧州委員長は、再選投票の前の演説¹において、「我々の取り組みすべてにおいて、スピード、一貫性、簡素化を主要な政策優先事項とする」と強調し、各政策分野を担当する「それぞれの欧州委員に対し行政障壁の削減および実施の簡素化を任命する」とした。つまり、欧州委員会現体制の下では、提案された、または今後提案されるほとんどの施策・規制の中に、簡素化につながる内容が盛り込まれている、または盛り込まれることとなる。

欧州委員会は、本任期終了（2029 年）までに EU の規制を合理化することで、企業の行政負担を 25%、中小企業については 35%削減することを目標として掲げている。

この目標に沿って、実際に欧州委員会は 2025 年に入り、立て続けに規制を簡素化する提案を行っている。これは主に（1）複数の規制の簡素化や企業負担削減に関する改正に的を絞りとめて提案する「オムニバス提案」の形式、または（2）単一の規制改正の際に簡素化を盛り込む形式、で行われている。

そこで本稿では、第 1 章にて「オムニバス提案」に盛り込まれた食農分野に関連する規制の簡素化動向を取りまとめた。続く第 2 章では、個別の規制改正下における簡素化に関する情報を取りまとめた。

¹ https://commission.europa.eu/document/download/e6cd4328-673c-4e7a-8683-f63ffb2cf648_en?filename=Political%20Guidelines%202024-2029_EN.pdf

1. オムニバス簡素化

欧州委員会は、2025年2月から12月までの間に、以下10のオムニバス簡素化提案を発表した。各提案は、複数の規制改正案から成り、特に食農分野に深く関連するものは、以下太字のものとなる。その他にも、オムニバスI、IV、VI、VIIIの提案の一部も、食農分野の活動や事業者に関連する可能性のあるものが含まれる。

オムニバス	簡素化の内容
I	持続可能性報告関連規制（企業持続可能性報告指令（CSRD）とデューデリジェンス指令（CSDDD））、炭素国境調整メカニズム（CBAM）、タクソミー二次法の簡素化
II	InvestEUプログラムの簡素化
III	共通農業政策（CAP）の簡素化
IV	デジタル化、共通仕様に関する簡素化および「小型中資本企業（SMC）」に対する簡素化
V	防衛準備態勢に関する簡素化
VI	化学物質規制の簡素化
VII	デジタル関連規制の簡素化
VIII	環境関連規制の簡素化
IX	自動車関連規制の簡素化
X	食品・飼料の安全性要件の簡素化

1.1. オムニバス III² : CAP の簡素化

欧州委員会は 2025 年 5 月 14 日に、EU の共通農業政策（CAP）枠組みを簡素化するためのオムニバス提案³を発表した。行政負担の軽減、規則の簡素化、EU 農場の競争力強化に向けた支援の改善が主な目的となる。簡素化による節約額は、農家向けで約 16 億ユーロ、加盟国行政機関向けで約 2 億ユーロと見込まれる。同オムニバス提案は同年 12 月に EU 理事会及び欧州議会により承認され 2026 年 1 月 1 日に発効しており、2025 年の農業会計年度（2025 年 10 月 16 日～2026 年 10 月 15 日までの年度）から適用開始される。採択された主な簡素化の内容は下表の通り：

小規模農家向けの支払い制度の簡素化
小規模農家向けの年間一括支払いの上限額を 1,250 ユーロから 3000 ユーロに引き上げる。 また、GAEC（*）の一部（GAEC 1 および 9）を免除される小規模農家に対し、加盟国はエコスキームへの参加を認めることができる。
危機支援金
加盟国は、自然災害、異常気象、動物疾病や植物害虫などの壊滅的災害の影響を受けた農家向けに新たな直接支払いと農村開発介入を CAP 戦略計画に組み込む選択肢を得る。加盟国は CAP 予算枠の最大 3%をこれらの措置に充てることができる。
簡素化された環境要件と規制
GAEC の一部を簡素化： <ul style="list-style-type: none">GAEC 1（恒久草地の維持）：①加盟国が決定する国・地域レベルにおける恒久草地の農業用地比率は現行規制では、5%までの減少しか認められなかったのが、10%まで減少してもよくなる。また、②これまでは 5 年間草地だと恒久と見なされ維持の対象となっていたが、この期間を 7 年まで延長することを加盟国に認める。GAEC 2（湿地・泥炭地の保護）：加盟国は GAEC 2 をエコスキームなどの特定支援措置の要件の対象から除外する選択肢を得る他、GAEC 2 適用による不利益を農家に補償する制度化も可能となる。GAEC 4（緩衝帯の確保）：水路から少なくとも 3M 以内の農薬・肥料使用禁止は原則として維持されるが、加盟国は国内法に沿って水路を定義可能となる（但し、本 GAEC 基準の主目的と整合する必要あり）。GAEC7（輪作の実施）：30ha 未満の農地を所有する農家は免除となる。GAEC9（非生産的要素の維持）：同基準は EU 法の下で指定される保護地域の「ナチュラ 2000」地域において環境的に敏感と指定された恒久草地の転換／耕起を禁止しているが、侵入種

² <https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2025/2649/oj/eng>

³ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_1205

のようリスクに対処するために、加盟国に対しリスク分析に基づくリスク管理システムの活用を認める。

有機農業

農場全体が有機認証を受けている場合、GAEC1（恒久草地の維持）、GAEC3（耕作地残渣の焼却禁止）、GAEC4（水路沿いの緩衝帯の確保）、GAEC5（耕起管理）、GAEC6（最小限の土壌被覆）、GAEC7（輪作）に関する GAEC 基準への適合が自動的に認められる。

若手・小規模農家の支援

農村開発介入策の下で新たな種類の支援が創設され、加盟国には若手・小規模農場に対し、事業開発のため最大 7.5 万ユーロの一時金を支援する選択肢が与えられる。

家畜単位での支払い

アニマルウェルフェア、抗菌薬耐性対策、気候に有益な農業慣行、有機農業への転換／維持に関する取り組みに対する支払いは、ha 単位だけでなく家畜単位でも可能となる。

加盟国行政機関向けの簡素化

- 農場当たりの現地訪問回数を減らすために、可能な限り加盟国は当該年度に既に現地検査の対象として選定された受益者を選定すべきではない。
- 加盟国は CAP 戦略計画の「戦略的修正」のみを欧州委員会の承認に付す必要があり、その他の修正は欧州委員会への通知のみで済む。
- 年次実績報告が簡素化される。
- 環境・気候法の改正を反映するための CAP 戦略計画の更新義務が削除される。

* GAEC：農家が CAP による補助金を受給するに当たり、遵守することが求められる 9 の「良好な農業・環境条件」。

また、欧州委員会は、簡素化提案と同時に、「農家と国家当局の負担軽減のための CAP 規制枠組み簡素化に向けたロードマップ」を公開⁴し、その後の簡素化提案の見通しも示した。これに基づき、欧州委員会は 9 つの規制提案（CAP 二次法）からなる、追加の CAP の簡素化を 2026 年 1 月 23 日に提案した。これには以下のような提案が含まれる。

- 面積・家畜ベースの CAP 支払いを管理する統合管理・監視システム（IACS）において、デジタル要素である地理空間アプリケーション（GSA）と面積監視システム（AMS）の年次品質評価を簡素化することを提案。

⁴ https://agriculture.ec.europa.eu/media/news/commission-delivers-further-cap-simplification-eu215-million-farmers-and-national-administrations-2026-01-23_en

- 農家による、植物保護製品（農薬、除草剤、殺菌剤等）の使用状況を GSA システムに記録する義務を削除（これにより重複報告を回避）。ただし、植物保護製品の市場流通に関する規則で定められた、植物保護製品の記録保持要件は維持される。
- 加盟国が特定の CAP 関連取引を精査する方法を簡素化する（精査対象事業体の選定に包括的なリスク分析を重視する新アプローチを採用）。
- 生産者組織（特に国境を越えて活動する組織）の複雑性の軽減：
 - 越境生産者組織の認可は本拠地国で実施し重複手続きを回避する
 - 市場回収に関する規則の緩和
 - 回収製品の販売基準の簡素化
 - 大麻栽培規則の簡素化
- 加盟国の CAP 戦略計画の修正において柔軟性をさらに強化。また年次実績報告書も簡素化され、報告の重複を削減するため「知る必要のあるデータ」のみに焦点を当てる。

なお、欧州委員会は現在、有機農業分野に焦点を移し、既存規則の見直しと法改正を進めており、さらなる簡素化に向けた作業が進められている。

次期 CAP（2028～2034 年）の簡素化⁵

欧州委員会は、2025 年 7 月 16 日、2028～2034 年を対象期間とする約 2 兆ユーロ規模の次期多年度予算枠組み（MFF）を提案した。CAP の予算は MFF から支出されるため、次期 CAP 提案も同時に提案された。最も大きな変化は、これまで CAP は 1 つの独立した政策として予算が割り当てられていたが、新提案では、結束政策、漁業政策などの複数の政策が単一の「国家地域パートナーシップ基金」の下に統合された。各国は、これらの統合された政策の単一計画となる「国家・地域パートナーシップ計画」を策定し、これらの政策を実施することとなる。このような統合は、簡素化の 1 つと位置付けられる。

そのほかにも、次期 CAP 枠組みの下では、以下のような簡素化も提案されている⁶：

- 現行 CAP の下にある 2 つの基金（EAGF（欧州農業保証基金）と EAFRD（欧州農村開発基金））を統合することで農家への支援をより柔軟に行えるようにし、各国の行政機関による施策の実施と計画立案も簡素化する。
- 現行の複雑な支払い制度に代わり、簡素化された段階的減額方式の面積ベース支払いを導入する。直接支払いを維持しつつ、若年・小規模・家族経営の農場への支援を優先する措置を導入する一方、大規模農場への支援は上限設定と段階的減額により削減される。また、通常的面積ベースの支払い（計算や申告、手続きが複雑）に代わる「一括支払い（lump-sum

⁵ https://agriculture.ec.europa.eu/common-agricultural-policy/cap-post-2027-next-eu-budget_en

⁶ https://agriculture.ec.europa.eu/media/news/questions-and-answers-cap-post-2027-proposal-2025-07-23_en

payments) 」の利用を強化する（小規模農家に対する上限金額を引き上げる他、その他の支払いにおいても加盟国に一括支払いを選択する権限を与える）。

- 資金提供分野間の要件の整合性を強化し、農家がエネルギー生産、水管理、技能開発などの他の分野における支援と組み合わせることを容易化する。

1.2. オムニバス X：食品・飼料の安全性要件の簡素化

欧州委員会は 2025 年 12 月 16 日に、オムニバス提案の第 10 弾となる「食品・飼料の安全性要件の簡素化」パッケージを発表した⁷。特に要件や報告の重複を解消し、不要な手続きを排除するとともに、デジタル化を最大限に導入するものである。提案された簡素化により、企業は年間約 4.3 億ユーロを節約できる他、加盟国の行政機関は年間 6.6 億ユーロを節約可能となる。欧州委員会の主な提案内容は以下の通り。なお、同提案に関してはまだ立法手続きの初期段階にあるため、以下の委員会提案の内容は今後の協議のベースとなるが、その過程で修正され得る。：

農薬

- 承認制度の迅速化：多くの有効成分（最も危険なものを除く）について、承認の定期的な更新要件を廃止し、科学的根拠がある場合に限り更新や対象を絞った再評価を実施
- 持続可能な農薬の普及と開発促進：低リスク有効成分を特定する手順を簡素化
- 農家がより幅広い植物保護製品を選択できるよう、すでに承認された基本物質（植物保護以外の目的を主たる用途とするが、農家が植物を害虫から保護するために有用である有効成分であり、酢、マスタード種子粉末、ベーキングパウダーなど）を植物保護用に使用する際には、加盟国による製品認可を必要としないことを明確化する。特に有害な害虫を対象とする物質を含む製品の認可を加速化
- リスク評価を主導する加盟国に対し、欧州食品安全機関（EFSA）による技術的・科学的支援を提供し、遅延を軽減
- 加盟国に対し、低リスクの生物農薬の申請を優先的に処理する義務を課すほか、相互承認規定を強化し、有効物質の初期安全性評価を加盟国ではなく EFSA に委託する選択肢を導入
- 欧州委員会が農薬散布用ドローンの特定タイプをどのように識別するかを規定し、地上散布と比較して人間と環境の農薬曝露を低減する可能性を明示

飼料添加物

高リスク物質を除き更新要件を廃止し、既存認可の変更手続きを簡素化する。また企業は、物理的なラベルではなくデジタル表示を通じて、特定の非安全性情報を提供できるようになる。

⁷ https://food.ec.europa.eu/horizontal-topics/simplification-legislation_en
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_3081

畜産分野
アニマルウェルフェア規則に基づく、家畜処分作業に関する年次報告書の提出義務を廃止する。畜産農家向けの記録保持規則も簡素化し、重複を排除する。
国境検査
植物及び植物製品の貨物の通関検査において部分的に通関を認める。これにより、適合部分を市場に出荷しながら残りの部分に対する検査を継続できるようにする。

同オムニバスで改正される規制は以下の通り：

- 規則(EC) No 528/2012（殺生物性製品規則）の改正案（一部データ保護期間の延長）⁸
- 食品・飼料の安全性要件の簡素化と強化（指令改正案⁹）：指令 98/58/EC（家畜保護）、指令 2009/128/EC（農薬の持続可能な使用）、82/711/EEC 指令（食品接触材の移行試験）、85/572/EEC 指令（食品シミュラントの選択）の改正
- 食品・飼料の安全性要件の簡素化と強化（規則改正案¹⁰）：規則(EC) No 999/2001（伝達性海綿状脳症（TSE）規則）、(EC) No 1829/2003（遺伝子組換え食品・飼料規則）、(EC) No 1831/2003（飼料添加物規則）、(EC) No 852/2004（食品衛生一般規則）、(EC) No 853/2004（動物性食品の衛生規則）、(EC) No 396/2005（農薬残留基準）、(EC) No 1099/2009（動物のと畜時の保護）、(EC) No 1107/2009（農薬）、(EC) No 528/2012（殺生物剤規則）、(EC) No 2017/625（公式管理規則）の改正案

1.3. その他のオムニバス提案

その他のオムニバス提案は、食農分野を主な対象とはしていないものの、内容の一部に食農分野に関連のある簡素化が含まれていたり、食農分野の企業も含む広範な企業に適用される内容となっている。このようなオムニバス提案の概要は以下の通り：

オムニバス I¹¹（合意または発効済み）
CSRD、CSDDD、監査指令、会計指令、CBAM、タクソミー二次法の簡素化

⁸ https://food.ec.europa.eu/document/download/d8c35be0-ecc9-432b-a645-fd363681f5d3_en?filename=horiz_omnibus_reg_com-2025-1020-1-p1.pdf

⁹ https://food.ec.europa.eu/document/download/f08402e6-de66-4082-bf8d-ec3aff7787bb_en?filename=horiz_omnibus_dir_com-2025-1021-1part1.pdf

¹⁰ https://food.ec.europa.eu/document/download/b0817113-6edc-4219-b638-8060fee037d5_en?filename=horiz_omnibus_reg-com-2025-1030_en.pdf

¹¹ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_614

- CSRD の対象企業を減らすため、対象を平均従業員数が 1000 人以上で、純売上高 4.5 億ユーロ以上の企業に限定。非 EU 企業については、EU 域内純売上高 4.5 億ユーロを超える企業のみ
に限定。さらに従業員数が 1000 人未満の企業は、任意基準に定められた範囲を超える報告を拒
否できる他、セクター別の報告は任意となる。（2025 年 12 月 9 日に EU 理事会と欧州議会が
暫定合意¹²⁾）
- CS3D の対象企業も従業員数 5000 人、純売上高 15 億ユーロまで引き上げ。また、企業への気
候変動緩和のための移行計画の策定義務を削除する。（2025 年 12 月 9 日に EU 理事会と欧
州議会が暫定合意¹³⁾）
- CBAM に関しては、1 業者当たり年間 50 トンの閾値を新たに導入し、対象製品を少量しか輸入し
ない事業者を対象外とした。（全体の約 90%に上る）（2025 年 10 月 20 日に発効¹⁴⁾）
- タクソミーに関しては、技術スクリーニング基準を簡素化（2026 年 1 月 28 日に発効¹⁵⁾）。

オムニバス IV¹⁶（立法手続き中）

デジタル化、共通仕様に関する簡素化および「小型中資本企業」（中規模以上の企業だが資産が一定
以下）に対する簡素化

- 新たな企業区分「小型中資本企業（SMC : Small Mid-Cap companies）」を導入（従業員
数 750 人以下、売上高 1.5 億ユーロ以下、または総資産 1.29 億ユーロ以下のいずれかに該当
する中規模以上の企業）。SMC に対し、複数の規制の要件を緩和（GDPR、電池規則、な
ど）。
- 化学物質や電子機器、機械などに関連する複数の規制の下で、デジタル化を促進（適合宣言書
や取扱説明書の提出・報告をデジタル化、製品ラベルへのデジタルコンタクトの追加など）。

オムニバス VI¹⁷（立法手続き中、CLP 適用開始延期のみ発効済み）

化学物質規制の簡素化¹⁸（危険物の分類・表示・包装に関する規則（CLP 規則）、化粧品規則、肥
料規則の簡素化）

- CLP 規則に関しては、一部の要件（ラベルのフォーマット、広告・通信販売、ラベル更新期限、燃料
ポンプのラベル表示など）の適用開始日を 2028 年 1 月 1 日に延期（2025 年 12 月 23 日に

¹² <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2025/12/09/council-and-parliament-strike-a-deal-to-simplify-sustainability-reporting-and-due-diligence-requirements-and-boost-eu-competitiveness/>

¹³ <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2025/12/09/council-and-parliament-strike-a-deal-to-simplify-sustainability-reporting-and-due-diligence-requirements-and-boost-eu-competitiveness/>

¹⁴ <https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2025/2083/oj>

¹⁵ https://eur-lex.europa.eu/eli/reg_del/2026/73/oj

¹⁶ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_1277

¹⁷ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_1755

¹⁸ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:52025PC0531>

発効¹⁹)。また、有害化学物質の表示に関する書式ルール（特にコストがかかる最小フォントサイズや行間に関する義務）を簡素化、小容量包装物に対する表示要件を免除、燃料ポンプの表示規則を明確化。さらに、有害物質・混合物の広告に関する義務を軽減し、提供すべき情報量を削減する他、複雑な供給網においてはラベル更新期限を柔軟化（審議中）。

- 肥料規則に関しては、拡張 REACH 登録要件を撤廃し、EU 肥料製品に使用される物質に対しても化学物質安全に関する「標準的な」REACH 規定が適用されるように変更。また、製造業者及び指定機関による微生物の評価基準・方法論を制定する権限を欧州委員会に付与。さらに肥料規則第 43 条に規定される「分離条項」の削除（同条項は、欧州委員会に対し、成分材料カテゴリーごとに個別の委任法令を採択することを義務付けている）。その他にも、肥料規則のさらなるデジタル化を推進（審議中）。

オムニバス VIII²⁰（立法手続き中）

環境関連規制の簡素化（廃棄物枠組み指令、産業排出指令（IED）、産業排出ポータル規則、電気・電子機器廃棄物（WEEE）指令、使い捨てプラスチック指令（SUP）、電池規則、包装規則、環境影響評価指令、水枠組み指令などを簡素化）

特に食農分野に関連のある提案は、以下の通り

- IED を簡素化し、環境管理システム（EMS）を施設単位ではなく企業レベルで策定できるようにする。EMS の内容も簡素化し、特に EMS に化学物質インベントリや転換計画を含めるという要求事項を削除。
- IED の対象から有機養鶏場を除外する他、離乳前の子豚を除外することで農場収容能力の算定を簡素化。
- 産業排出ポータル規則に関し、畜産および養殖事業者には、水・エネルギー・原材料使用量の報告義務を免除。

2. オムニバス以外の簡素化措置

欧州委員会現体制は、あらゆる規制改正を通して簡素化や企業負担の削減に取り組む方針であり、上記のオムニバス提案の下での簡素化以外にも、個別規制の改正を通じた簡素化も進められている。しかし、欧州委員会が「簡素化」に大きく舵を切ったのは 2024 年 12 月の新体制の発足時であり、EU の立法手続きに必要な時間を考慮すると、2025 年に採択された多くの規制改正は旧体制が提案し主導してきたもので、簡素化に関する側面はほとんど盛り込まれていない。2025 年に立法手続きが開始された新たな措置や規制改正では、簡素化に関する措置が盛り込まれている。

¹⁹ <https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2025/2439/oj>

²⁰ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_2997

2.1. 森林減少防止規則（EUDR）の改正

EUDR を一部改正し適用を延期する規則が 2025 年 12 月 26 日に発効した²¹。当初の適用開始 2024 年 12 月 30 日から一昨年の改正により既に 2025 年 12 月 30 日まで 1 年延期されていた適用開始予定が、今回の改正によりさらに 2026 年 12 月 30 日まで延期された（零細・小規模企業については 2027 年 6 月 30 日に延期）。さらに、森林減少リスクの少ない「印刷された本、新聞、写真、その他の印刷産業の製品、紙製の原稿、タイプ原稿、図面」を対象から除外し、デューデリジェンス声明の提出義務を最初に対象製品を上市した事業者に限定する。低リスク国の零細・小規模一次事業者にはデューデリジェンス声明の逐次提出の代わりに一度の簡易申告のみで可とする。なお、欧州委員会は 2026 年 4 月末までに EUDR のさらなる簡素化に向けたレビューを実施し、その結果を欧州議会と EU 理事会に提出する（必要であれば法案を伴う）。同改正は、緊急立法手続きの対象となったため、立法プロセスが通常より早く完了している。

2.2. Horizon Europe 2026・2027 年作業計画

Horizon Europe 2026・2027 年作業計画が 2025 年 12 月 11 日に公開され²²、いくつかの簡素化措置も盛り込まれた。例えば、公募トピック数を削減し大規模トピックへ資金を集中させる他、提案書テンプレートの簡素化、一括資金提供の活用拡大、二段階公募の採用（第 1 段階を通ったコンソーシアムのみ第 2 段階に進み詳細を提案する）などが盛り込まれた。なお、Horizon Europe のクラスター 6 では「食料・バイオエコノミー・天然資源・農業・環境」に関連する R&D&I プロジェクトの支援を行っている。また、2025 年 12 月には日本の Horizon Europe への参加をめぐる合意も締結されており、日本の研究機関や企業なども Horizon Europe のプロジェクトに参加できるようになる。

3. 結びに代えて

欧州委員会は、あらゆる政策を通して簡素化に取り組む意向であり、簡素化に関連する規制改正のいくつかは、優先的に立法手続きを進める緊急立法手続きの対象ともなっている。それだけ、現在の EU において、簡素化の重要性および急務性は高い。

これは、食農分野に限定したことではないが、同分野も例外ではない。今後、2026 年には以下のような立法、非立法措置の提案が予定されており、一部規制の評価プロセスも予定されている。これらの措置では何らかの簡素化が盛り込まれる可能性は高く、今後の動向が注目される。

表：2026 年に予定されている立法、非立法措置および評価

畜産戦略（アニマルウェルフェアの要素を含む）（非立法）	2026 Q2
共通漁業政策（CFP）規則の評価	
EFSA の評価	

²¹ <https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2025/2650/oj>

²² https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_3022

動物衛生（Animal Health）規則の評価	
欧州バイオテック法 II（立法）	2026 Q3
循環型経済法（立法）	
食品チェーンの不公正な貿易慣行に関するルールのアップデート（立法）	
水産・養殖業に関するビジョン 2040（非立法）	
肥料製品規則の評価	
EU 気候政策枠組みにおける国家目標と柔軟性の見直し（LULUCF（土地利用、土地利用変化または林業部門）規則と努力共有規則の見直し）（立法）	2026 Q4
海洋法（立法）	
殺生物剤規則の評価	

以上

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。EU輸出支援プラットフォームでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、EU輸出支援プラットフォームおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

本レポートに関する問い合わせ先： EU輸出支援プラットフォーム（ブリュッセル事務局）

Email : euplatform.brussels@eu.mofa.go.jp

Eurovision & Associates 作成